



大分県最低賃金 **1,035 円**
 11月有効求人倍率 **1.21 倍**
 相談専用ダイヤル 0120-601-540
 携帯・スマホから 097-532-3040

Main Topix

九州・山口生涯現役社会推進協議会会長表彰



写真左：受賞企業代表 高橋とし子 様
 右：県商工観光労働部雇用労働室長

企業の受賞コメント

弊社の取り組みがこのような形で評価されましたことを大変光栄に存じます。世代を超えて支え合い、助け合い、学び合うことができるのが安岐の郷の強みとなっております。これからも“誰もがいきいきと永く働ける職場づくり”を実践し、地域社会に貢献すると共に、地域に愛され、地域に信頼される施設づくりに努めてまいります。

従業員の声

私は施設内外の環境整備全般を任されています。施設の敷地は広く、草刈りや剪定をしていると一日があっという間に過ぎてしまいます。とても大変ですが、整った植木や花壇に咲く花々、立派に育った畑の野菜を見ると達成感を得られ、ご利用者の笑顔や職員との交流は若さと元気をもらえているように感じます。これを“やりがい”って表現するんでしょうね。健康でいる限りは、ここで働き続けたいと思います。

～誰もがいきいきと永く働ける職場づくり～

九州・山口各県及び経済団体、労働者団体等で構成される「九州・山口生涯現役社会推進協議会」では、年齢に関わりなく活躍し続けることができる「生涯現役社会」の実現に向け、平成27年度から高年齢者の就業促進や社会参加支援に一体となって取り組んでいます。

その一環として、令和3年度から、高年齢者の雇用促進に先進的かつ積極的に取り組んでいる企業等に対し、「九州・山口生涯現役社会推進協議会会長表彰」を行っており、今年度、大分県からは「**社会福祉法人 安岐の郷**」が表彰されました。

■ 高齢者雇用の背景

弊社では、元気に働く高年齢者を“アクティブシニア”として積極的に採用しています。介護・看護・調理などの専門職だけでなく、介護職を支援する生活支援スタッフや環境整備スタッフとしても活躍いただいています。アクティブシニアの皆さんは、豊かな人生経験を活かし、ご利用者の表情や行動から気持ちをくみ取り、共感し寄り添う傾聴を自然に実践されています。同年代ならではの安心感や温かさでご利用者を支え、さらに若い職員にとっても良き手本となり、職場全体の雰囲気や和らげる大切な存在です。

■ 高齢者雇用に係る取組

- 70歳までの継続雇用を実施
 （希望があれば70歳以降も継続雇用が可能）
- 介護業務の負担軽減を目指しノーリフトやICTを導入
- 再加熱キャビネット（厨房機器）の導入により、厨房の早番の出勤時間を繰り下げ・遅番の退勤時間を繰り上げ、暗い時間帯の通勤に対する不安解消と業務負担を軽減
- 内部研修の実施（できるだけ多くの職員が受講できるよう、後日、録画されたもので受講が可能）

九州・山口生涯現役社会推進協議会会長表彰	P1
新年行事(労働・経済団体)	P2
改正 労働安全衛生法及び作業環境測定法	P3~P5
働きながら不妊治療を受けられる環境へ	P6
働き方のトラブル集中労働相談会	P6
労政・相談情報センターからのお知らせ	P7
主要労働経済指標	P7
悩まず どんとこい労働相談週間	P8
労委だより（大分県労働委員会）	P8

本誌のweb版はこちらから♪



カラーで見やすい



大分県人権啓発イメージキャラクター こころちゃん

新年行事（労働・経済団体）

連合大分 2026 新春懇談会



石本健二 連合大分会長



佐藤樹一郎 大分県知事

1月7日（水）、大分市のソレイユにおいて、連合大分の「新春懇談会」が開催されました。

石本会長はあいさつの中で、「ここ数年の賃上げ機運の高まりの中、連合大分における賃上げ率は5年連続で全国平均を上回っ

ている。政労使による下地作りの効果を感じる一方、『99人未満』と『300人以上』の組織間で大きな賃金格差が生じており、県内経済の好循環や人材流出防止のためにも、中小・地場企業を含めた賃上げの継続や国や県の助成支援制度が重要である。」と述べました。

また、佐藤大分県知事は来賓祝辞で、「中小企業が成長できるよう、省力化や生産性向上への支援を強化し、賃上げにつながる環境づくりを後押ししていく。」と述べました。

大分県経営者協会 令和8年新年互例会

1月6日（火）、大分市のホテル日航大分オアシスタワーにおいて、大分県経営者協会の「新年互例会」が開催されました。

杉原会長はあいさつの中で、「昨年を振り返ると、厳しい経営環境が続く中、前年に続き多くの企業が大幅なベースアップを行った。一方で、人材確保のため無理をして賃金を引き上げた企業も多かったと感じている。このような状況下で賃上げを継続することは難しく、今後、企業経営への負担になることが懸念される。また、地方の中小企業では、価格転嫁が十分に進んでいないのが実態であり、中小の賃上げを実現するためには、労務費を含めた適正な価格

転嫁や販売価格の引き上げについて、社会全体の理解と共感を広げることが重要である。さらに、労使交渉においては、経営状況全般を丁寧に説明し、労使で課題を共有し十分な協議を行うことが重要である。」と述べました。



杉原正晴 大分県経営者協会会長

基幹労連大分県本部 2026年新春懇談会

1月5日（月）、大分市のソレイユで基幹労連大分県本部の「新春懇談会」が開催されました。懇談会には、基幹大分役員や構成組織の役職員のほか、来賓の石本連合大分会長、佐藤大分県知事、佐藤大分市副市長など約140名が出席しました。

上村委員長はあいさつの中で、「今年のテーマに『夢・希望を抱く』を掲げ、誰か一人が頑張るのではなく、全組合員で一步を刻み、その価値を大切にしていきたい。困りごとがあれば全員で助け合う組織でありたい。不安や不満をあおる時代から、夢や希望、期待で人が集い協働する社会へと

変えていく必要がある。基幹大分自らも、夢や希望を語れる組織として成長し、構成組織の取り組みをしっかりと支えていきたい。」と述べました。



上村朝雄 基幹労連大分県本部委員長

労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイント

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は交付日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

①個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1)注文者等の配慮 [R7.5.14施行]

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者に広く適用されることを明確化しました。

(2)混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大 [R8.4.1施行]

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3)業務上災害報告制度の創設 [R9.1.1施行]

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4)個人事業者等自身への義務付け [R9.4.1施行]

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全措置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

(5)作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け [R9.4.1施行]

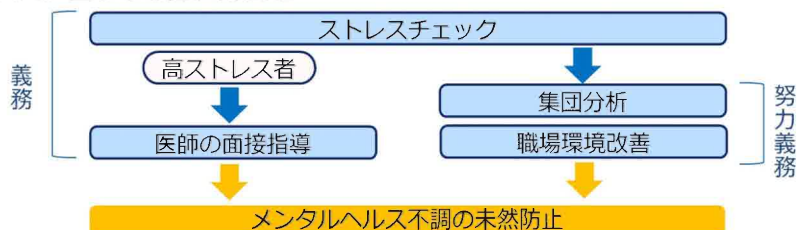
作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

②職場のメンタルヘルス対策の推進

[公布後3年以内に政令で定める日から施行]

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター（地さんぽ）の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】



③化学物質による健康障害防止対策等の推進

(1) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保

[公布後5年以内に政令で定める日から施行]

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知（SDS：安全データシートの交付）の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

(2) 営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知

[R8. 4. 1施行]

SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学品名等（※）での通知が認められることとなりました。なお、代替化学品名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学品名等：当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学品名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません。

(3) 個人ばく露測定の精度担保 [R8. 10. 1施行]

危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者（必要な講習を受講した作業環境測定士など）が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

④ 機械等による労働災害防止の促進等

(1) 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し [R8. 4. 1施行]

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、①製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。②製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。

(2) 特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化 [R8. 1. 1施行]

フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

⑤ 高年齢労働者の労働災害防止の推進 [R8. 4. 1施行]

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

⑥ 治療と仕事の両立支援の推進 [R8. 4. 1施行]

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正労働安全衛生法等に係る特設ページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html



安全衛生政策全般の紹介
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html



働きながら不妊治療を受けられる環境へ

全出生児に占める
不妊治療[※]による出生児の割合

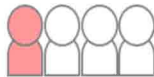
約10人に1人



※ここでは、体外受精・顕微授精、胚移植を行う高度な不妊治療（生殖補助医療）を対象としている。
 （出典：生殖補助医療による出生児数 公益社団法人日本産科婦人科学会「ARTデータブック（2022年）」、
 全出生児数 厚生労働省「令和4年（2022）人口動態統計（確定数）」）

「不妊治療と仕事との両立ができなかった
（できない）」と回答した者

4人に1人

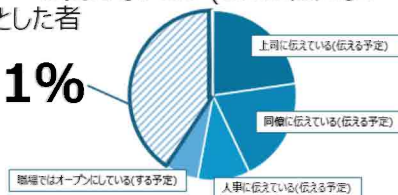


両立に困難を感じる理由
 通院回数
の多さ
 精神面の
負担
 日程調整
の難しさ

（出典：厚生労働省「令和5年度 不妊治療と仕事との両立に係る諸問題についての総合的調査」）

不妊治療をしている（または予定している）ことを、
職場で「一切伝えていない（または伝えない
予定）」とした者

47.1%



（出典：厚生労働省「令和5年度 不妊治療と仕事との両立に係る諸問題についての総合的調査」）

不妊検査や治療を受けたことがある
（または現在受けている）夫婦

4.4組に1組



（出典：国立社会保障・人口問題研究所「2002年社会保障・人口問題基本調査」、「2005年社会保障・人口
 問題基本調査」、「2010年社会保障・人口問題基本調査」、
 「2015年社会保障・人口問題基本調査」、「2021年社会保障・人口問題基本調査」）

◎なぜ、両立支援が必要なのでしょう。

従業員が不妊治療を受けながら働き続けられる職場環境づくりの取組は、離職の防止、
 従業員の安心感や新たな人材の確保につながり、働く本人にとっても、一層仕事への意
 欲が増す等の大きな影響を与えると考えられます。

企業には、不妊治療を受けながら安心して働き続けられる職場環境の整備が求められ
 ています。

大分県「不妊でお悩みの方へ」

不妊治療費の助成金、相談窓口
 などを紹介しています。



厚生労働省「不妊治療と仕事との両立のために」

企業向けの助成金情報、制度導入マニ
 ュアル、職場での配慮のポイントを紹介す
 るリーフレットなどを掲載しています。



お問合せ

大分県福祉保健部子ども未来課（母子保健班） TEL 097-506-2753

「働き方のトラブル集中労働相談会」

大分県労政・相談情報センター

令和8年3月13日(金)～15日(日)

県労政・相談情報センターでは、退職や解雇、過重労働、ハラスメントに関することなど、様々な相談を随時
 受け付けていますが、特に毎年3月は、多くの相談が寄せられます。そこで、通常の開所時間では相談が難し
 い労働者の方への対応を含めて、開所時間を拡大して下記日程により集中相談会を実施します。労働に関する
 悩みを抱えている方は、一人で悩まずお気軽にご相談ください。

時 間 3月13日(金) 8:30～20:00
 3月14日(土)・15日(日) 9:00～18:00
 会 場 大分県庁 本館7階 大分県労政・相談情報センター（雇用労働室内）
 ※13日（金）の17時15分以降、14日（土）、15日（日）に来所される方は、
 県庁本館東側通用口の監視詰所に「労働相談に来た」旨、お伝えください。
 相談方法 来所相談
 電話相談 スマホ・携帯電話からは TEL 097-532-3040
 固定電話からは TEL 0120-601-540（フリーダイヤル）

秘密厳守

相談無料

予約不要

お問合せ

大分県労政・相談情報センター TEL 097-532-3040

大分県労政・相談情報センターからのお知らせ

大分県労政・相談情報センターの労働相談（2月～3月）

大分県労政・相談情報センターは、働く現場でのトラブルが合理的かつ円満に解決されるよう、中立的な立場で問題点を整理しており、労働者、使用者関係なく労働に関することならどなたでも相談が可能です。

一般労働相談	労使間のトラブルや疑問などの解決に向けアドバイスします。 相談日 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土日祝日及び12/29～1/3はお休みです。) 相談は来所又は電話によります。
出張労働相談	月1回行う出張相談会です。弁護士にも相談できます。 2月19日(木) 場所 別府市役所 5階大会議室 受付 13:30～15:30 (別府市) 3月19日(木) 場所 J:COMビルホール大分 405会議室 受付 13:00～16:00 (大分市)
労働なんでも相談	労政・相談情報センター職員による出張労働相談会です。 2月15日(日) 場所 アストくにさき 1階創作室 受付 10:00～15:00 (国東市)
メール相談	来所・電話相談が困難な場合は、メール相談をお受けしています。 継続相談が必要な場合は、来所又は電話相談になります。 ご相談は、メール相談入力フォームからお願いします https://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rsodan.html 大分県 労働相談 検索

固定電話（フリーダイヤル） 0120-601-540 スマホ・携帯電話 097-532-3040

秘密厳守・相談無料・予約不要

お問合せ

大分県労政・相談情報センター(大分県雇用労働室内)
TEL097-532-3040

主要労働経済指標

項目 年月	賃金の動き						労働時間の動き					
	現金給与総額(円)		定期給与(円)		特別給与(円)		総実労働時間 (時間)		所定内労働時間 (時間)		所定外労働時間 (時間)	
	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県
令和4年平均	379,732	317,356	303,496	262,270	76,236	55,086	143.2	146.4	131.0	133.7	12.2	12.7
5年平均	386,982	320,255	308,436	264,083	78,546	56,172	143.8	144.8	131.7	133.2	12.1	11.6
6年平均	397,789	331,950	315,351	271,029	82,438	60,921	142.8	144.6	131.1	134.3	11.7	10.3
令和7年 6月	625,297	488,890	324,349	279,971	300,948	208,919	145.2	147.9	133.9	137.6	11.3	10.3
7月	476,302	420,553	324,962	281,059	151,340	139,494	148.8	149.2	137.2	139.5	11.6	9.7
8月	332,555	289,864	322,452	279,478	10,103	10,286	135.2	134.7	124.6	126.0	10.6	8.7
9月	335,091	291,990	323,860	284,507	11,231	7,483	139.9	143.1	128.5	132.7	11.4	10.4
10月	337,567	289,275	328,155	283,635	9,412	5,640	147.7	150.8	135.6	139.9	12.1	10.9
資料出所	厚生労働省「毎月勤労統計調査」(規模30人以上) (大分県) 県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査」(規模30人以上)											
項目 年月	新規求人倍率 (季節調整値)		月間有効求人倍率 (季節調整値)		消費者物価指数 (総合)R2年=100		鉱工業生産指数 (季節)R2年=100 ※年指数・基期指数		1世帯当り(勤労者世帯) 家計消費支出(円)			
	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分市	全 国	大分県	全 国	大分市	全 国	大分市
	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分市	全 国	大分県	全 国	大分市	全 国	大分市
令和4年平均	2.30	2.19	1.31	1.40	102.3	101.2	105.3	107.4	320,627	327,046	320,627	327,046
5年平均	2.28	2.14	1.29	1.41	105.6	104.1	103.9	111.8	318,755	331,993	318,755	331,993
6年平均	2.26	2.07	1.25	1.35	108.5	106.9	101.2	103.3	325,137	319,054	325,137	319,054
令和7年 6月	2.30	1.71	1.22	1.25	111.7	110.2	103.3	119.4	323,202	270,515	323,202	270,515
7月	2.18	2.04	1.22	1.25	111.9	110.6	102.1	120.9	338,900	294,229	338,900	294,229
8月	2.17	1.91	1.20	1.24	112.1	110.7	100.6	122.0	347,325	366,376	347,325	366,376
9月	2.15	1.92	1.20	1.24	112.0	110.5	103.2	115.8	339,762	304,849	339,762	304,849
10月	2.12	2.00	1.18	1.22	112.8	111.3	104.7	115.5	338,977	282,010	338,977	282,010
資料出所	厚生労働省	大分県労働局	厚生労働省	大分県労働局	総務省統計局 「消費者物価指数」	経済産業省 「鉱工業生産動向」	県統計調査課 「鉱工業生産指数月報」	県統計調査課 「鉱工業生産指数月報」	総務省統計局 「家計調査」	総務省統計局 「家計調査」	総務省統計局 「家計調査」	総務省統計局 「家計調査」

(注)一般職業紹介状況の年平均は年度平均、月次は季節調整値、年度平均は基期数値

『悩まず どんとこい労働相談週間』について

大分県労働委員会

大分県労働委員会では、解雇やパワハラなどの労使間トラブルに係る「集中労働相談会」(秘密厳守・無料)を開催します。平日夜間や土日にも相談可能ですので、お気軽にご利用ください。

なお、この期間以外でも、常時相談を受け付けています。(平日9時～17時)

【労働委員会は、労使紛争を解決するための専門的な行政機関です。】

期 間 令和8年2月1日(日)～7日(土)

受付時間 平日 9時～20時
(来所の受付は19時まで)
土日 9時～17時
(来所の受付は16時まで)
※土日の来所場所の出入口は、
県庁舎本館東側通用口です。

相談方法

(1) 電話相談 097-536-3650 (相談専用ダイヤル)
097-506-5241
097-506-5251

※電話の代わりにZoom(顔出しなし、匿名)での相談も可能です。
ご希望の方は、まず上記の電話相談番号にお電話ください。

(2) 来所相談 大分県労働委員会事務局(大分県庁舎本館3階)
※来所相談の場合は事前にご連絡ください。



詳しくはこちらから

◆◆ 労 委 だ よ り ◆◆

大分県労働委員会の「あっせん制度」 公正中立・無料・秘密厳守

労働者と使用者との間でトラブルが発生した場合に、裁判のように証拠調べを行うのではなく、「あっせん員※」が公正中立の立場から労使双方の主張を聴いて、お互いの歩み寄りによる解決をお手伝いする制度です。

なお、申請は労働者、使用者どちらからも可能です。

※あっせん員・・・労使紛争の専門家である労働委員会の公益委員・労働者委員・使用者委員からそれぞれ1名ずつ指名されます。



取扱件数(令和7年11月～12月)

◎労働争議の調整

種別	新規 A	10月から繰越 B	終結 C	1月へ繰越 (A+B)-C
あっせん	1	1	1	1

◎個別労働関係紛争

種別	新規 A	10月から繰越 B	終結 C	1月へ繰越 (A+B)-C
あっせん	1	1	2	0

「あっせんの特徴」をご説明します。

※あっせんの詳しい内容については、大分県労働委員会事務局までお問合せください。

①申請からあっせんに至るまでの手続費用は無料です。

(平日午前9時から午後5時まで相談をお受けしています。)

②原則1日(申請日～あっせん実施日までの期間は除く)で終了するので、短期間で解決が可能です。

③希望がある場合は、相手方と顔を合わせず実施することも可能です。

④非公開で実施しますので、あっせんの情報が外部に漏れることはありません。

※労使双方のどちらかが話し合いに応じない場合など、あっせんを実施できないこともあります。

(お問合せ・ご相談先) 大分県労働委員会事務局

TEL. 097-536-3650(相談ダイヤル)

097-506-5241 097-506-5253

〒870-8501 大分市大手町3-1-1

(県庁舎本館3階)

右記の二次元コードから当委員会のHPにアクセスできます。



「労働おおいた」へのご意見・ご感想お待ちしております。

(製作・発行) 大分県商工観光労働部雇用労働室

〒870-8501 大分市大手町3-1-1

TEL. 097-506-3353 FAX. 097-506-1756

E-mail: a14330@pref.oita.lg.jp